

## 板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針 【 策定方針（案） 】

### 1 策定方針（案）について

- 板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針を策定するにあたって

基本的な考え方  
の概要

検討の方向性

検討の進め方

などをまとめたものです。

### 2 板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針

方針  
とは

- 板橋区において、小中一貫型の学校施設の設置を検討する際の学校施設整備の**基本的な考え方としての方向性**を示すものです。



学校ごとの施設整備項目の詳細については、今後、検討することになる学校ごとの基本構想・基本計画及び設計の際に個別具体的に検討を行います。

検討  
体制

- 方針の検討にあたっては、教育委員会事務局内に、学校運営に関わる実務者（係長級）で構成した「小中一貫型学校整備プロジェクトチーム」を設置し、校長会等において現場で働く教職員の意見を吸い上げながら、まとめます。

前提

- 方針内容は、「**施設一体型**」<sup>1</sup>を前提としています。

補足

- 現状のまま、「**施設隣接型**」<sup>2</sup>や「**施設分離型**」<sup>3</sup>の施設状態で、学校整備を行う際は、本方針を参考に小中一貫教育推進の視点での施設整備を進めていきます。

<sup>1</sup> 小中一貫教育を実施する学校施設の施設形態分類の一つであり、「施設一体型」とは、小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている施設形態のこと。小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む。

<sup>2</sup> 「施設隣接型」とは、小学校と中学校の校舎が同一敷地または隣接する敷地に別々に設置されている施設形態のこと。

<sup>3</sup> 「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている施設形態のこと。

### 3 板橋区における小中一貫型の学校施設整備（施設一体型）についての方針から

#### 具体的な施設一体型の小中一貫型の学校整備への連動イメージ

令和2年8月～令和3年度  
教育委員会事務局内  
小中一貫型学校整備PT  
による検討

小中一貫型の学校施設整備  
（施設一体型）についての方針

板橋区における  
基本的な考え方

学校整備（改築）  
基本計画・基本構想

学校ごとの条件に  
照らし合わせて  
個別・具体的に検討

#### ※参考 小中一貫教育に関する施設形態

区分	校舎の設置状況
<p>① 【施設一体型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている （小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）</p>	
<p>② 【施設隣接型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎が同一敷地または隣接する敷地に別々に設置されている</p>	
<p>③ 【施設分離型校舎】</p> <p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている</p>	
<p>④ その他</p> <p>施設一体型校舎と施設分離型校舎が併存している場合など</p>	

注) □ は校舎を、■ は敷地を示す。

※上記表は、「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」  
（学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）より抜粋

## 4 板橋区における小中一貫型の学校の制度類型

- 板橋区において、小中一貫型の学校施設を設置する場合の制度類型は『**小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）**』<sup>4</sup>とします。
- 板橋区では、中学校単位に小学校と中学校をグループ化した「学びのエリア」において、施設分離型の施設状態での小中一貫教育を基軸としているため、小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える一方で、同じ「学びのエリア」の複数の小学校同士が連携することも重要な要素となります。
- したがって、既存の小学校と中学校の枠組みを生かして小中一貫教育を行うことのできる『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』を制度類型として選択します。
- 義務教育学校<sup>5</sup>の導入については、今後の『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』の設置・運営状況に応じて、義務教育学校の学校種を導入する必要があると判断される場合に検討するものとしてします。
- 『小中一貫型小学校・中学校（併設型小中学校）』の学校整備は、板橋区における小中一貫教育の目標である「学力の定着・向上」「健全育成」「社会性の向上」などに向けて、学校教育の質の向上や学校運営の進め方などについて、板橋区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展に資する学校とすることを目的とします。

### 【小中一貫型の学校における制度類型】

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 (中学校併設型小学校・小学校併設型中学校)
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	1人の校長、1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 (例) ①. 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。 ②. 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする。 ③. 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。
教員免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 (当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。)	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9年間の教育目標の設定</li> <li>・ 9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>	

<sup>4</sup> 「小中一貫型小学校・中学校」とは、平成28年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」において制度化された「小中一貫教育を実施することを目的とする制度類型」のうちの一つであり、互いに独立した小学校・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す方式のこと。「併設型小中学校」とは、「小中一貫型小学校・中学校」のうち「設置者が同一」の小中学校のこと。反対に、公立の小学校と私立の中学校での小中一貫型小学校・中学校など「設置者が異なる」小中学校の場合は、「連携型小中学校」という。

<sup>5</sup> 「義務教育学校」とは、1人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫した教育を行う新たな学校種のこと。

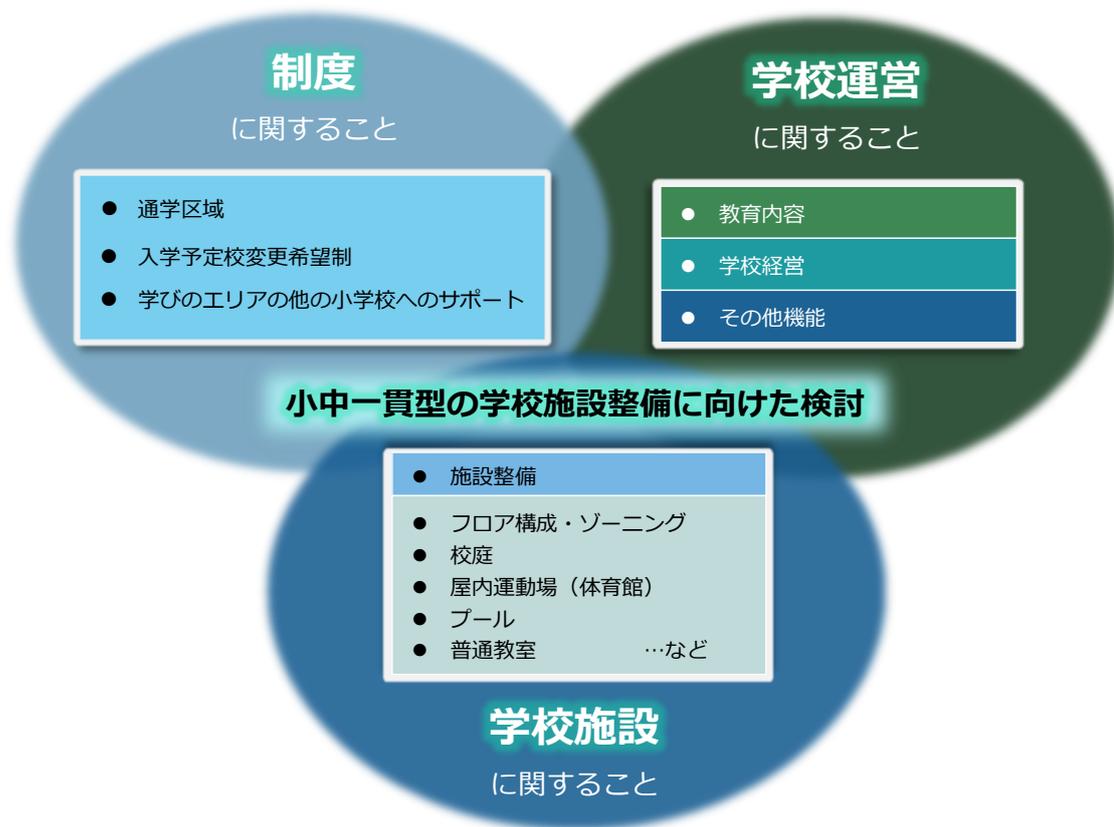
## 5 本方針における検討項目と検討の方向性について

- 施設一体型の小中一貫型の学校施設の整備にあたり、検討すべき項目を

- 「制度」に関すること
- 「学校運営」に関すること
- 「学校施設」に関すること

に分け、本方針の策定に向けて項目毎に示した方向性に基づき検討を進めていきます。

【本方針における小中一貫型の学校施設整備に向けた主な検討項目】



- 各項目における具体的な検討項目と検討の方向性は、以下の通りです。

### 制度に関すること

検討項目	検討の方向性
通学区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中一貫型の学校整備に伴い生じる通学区域の見直し手法の検討</li> <li>● 通学区域と学びのエリアとの整合性を図るための方策と合わせた検討</li> </ul>
入学予定校変更希望制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中一貫型の学校整備に伴い生じる制度上の課題抽出と改善策の検討</li> </ul>
学びのエリアの他の小学校へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中一貫型の学校整備に伴い生じる制度上の課題抽出と改善策の検討</li> </ul>

# 学校運営に関すること

## 教育内容

検討項目	検討の方向性
学年段階の区切り <sup>6</sup>	● 「6－3」制を基本としながらも、発達段階に応じた区切りを意識した取組について検討
教科担任制	● 小学校段階からの一部教科担任制について検討
学校運営方式	● 近年の改築校で導入している小学校でのオープンスペース型 <sup>7</sup> 運営方式、中学校での教科教室型 <sup>8</sup> 運営方式について検討
部活動	● 小学校段階からの部活動について検討
学校行事	● 代表的な行事の例や合同実施・個別実施の考え方について検討
特別支援教育	● 小中一貫型学校における切れ目のない特別支援教育の取組について検討

## 学校経営

検討項目	検討の方向性
教職員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校の一体的なマネジメントや、児童・生徒への一貫した指導を行うための教職員組織の体制を検討</li> <li>● 教育管理職は制度類型に則った配置や意思決定をより円滑に行うことのできる特例的な配置について検討</li> </ul>
コミュニティ・スクール <sup>9</sup>	● コミュニティ・スクールの設置手法について検討

## その他の機能

検討項目	検討の方向性
放課後対策（あいキッズ）	● あいキッズの活動に伴う課題の抽出と改善策の検討
PTA 活動	● PTA 組織を議論する手法について検討
地域開放	● 地域開放における動線や環境整備などの検討
防災	● 児童・生徒の避難動線や防災備蓄倉庫などの検討

<sup>6</sup> 「学年段階の区切り」とは、カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定すること。

<sup>7</sup> 「オープンスペース型」とは、小学校において、普通教室に隣接したスペースを設置し教室の壁面を取り払うことで、教室と一体となった大きなスペースを生み出し、このスペースを活用した多様な学習活動を行うことができる学校運営方式のこと。

<sup>8</sup> 「教科教室型」とは、中学校において、基本的にすべての授業が教科ごとに専用教室で実施され、必要に応じて生徒の活動拠点となるホームベースが設置されている学校運営方式のこと。

<sup>9</sup> 「コミュニティ・スクール」とは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組みのこと。

## 学校施設に関すること

検討項目	検討の方向性
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「平成 29 年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書（平成 30 年 4 月 板橋区教育委員会）」の施設面の留意事項を基に検討</li> <li>● 本方針における教育内容・学校経営・その他機能の方針内容や他自治体の先行事例を参考に検討</li> </ul>
フロア構成・ゾーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設全体のフロア構成・ゾーニングの考え方を検討</li> </ul>
校庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 校庭（サブグラウンド・中庭・広場・屋上等を含む）を 2 か所確保する</li> <li>● 必要な環境や広さの考え方などについて検討</li> </ul>
屋内運動場（体育館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋内運動場スペースを 2 か所確保する</li> <li>● 必要な環境や広さの考え方などについて検討</li> </ul>
プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プールは 1 つとする</li> <li>● 水深調節方法や利用可能期間の延長方法などについて検討</li> </ul>
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な教室環境や位置関係などについて検討</li> </ul>
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な教室環境や位置関係、稼働率、共用・兼用などについて検討</li> </ul>
特別支援教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な教室環境や位置関係などについて検討</li> </ul>
職員室・管理諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員室は 1 つとする</li> <li>● 職員室のフリーアドレス化や必要な環境について検討</li> <li>● その他管理関係諸室、教員スペース、保健室などの必要な室環境および位置関係について検討</li> </ul>
給食室・配膳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給食室は 1 つとする</li> <li>● 給食室の必要な調理環境や広さ、位置関係について検討</li> <li>● 配膳室の位置関係、広さなどについて検討</li> </ul>

## 学校施設に関すること

検討項目	検討の方向性
学校図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校図書館は1つとする</li> <li>● 必要な図書館環境、広さ、位置関係について検討</li> </ul>
異学年・学びのエリアなどの交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多目的スペースの役割、必要なスペース環境、位置関係などについて検討</li> </ul>
昇降口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 昇降口の役割、教室へのアプローチ方法、広さ、位置関係などについて検討</li> </ul>
地域開放室（PTA 室等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域に開放する施設や範囲、位置関係などについて検討</li> </ul>
あいキッズ専用室	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な環境、広さ、位置関係について検討</li> <li>● 共用・兼用する室・スペースや方法などについて検討</li> </ul>
学校用家具（什器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な環境や安全性、GIGA スクール構想との関係などについて検討</li> </ul>
防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な環境や広さ、位置関係について検討</li> </ul>

## 6 方針策定までのスケジュール

年 月	内 容
令和2年 8月	小中一貫型学校整備 PT を設置
令和3年 2月	代表校長会において意見受付
3月	教育委員会へ策定方針（案）報告
4月	文教児童委員会へ策定方針（案）報告
5～6月	全体校長会を通して学校ごとに教職員等の意見取りまとめ
10～11月	中間のまとめ（案）報告
令和4年 1月～2月	方針素案報告、方針策定

※学校運営に関することでは他自治体の施設一体型小中一貫型学校の学校長等へのヒアリングを行い、学校施設に関することでは専門家へのヒアリングを行うなど、専門的知見の活用も必要に応じて行っていきます。

# 7 小中一貫型の学校整備の『これまで』と『これから』

平成22年度 2010

- **学びのエリアを導入し、小中連携教育がスタート**

平成30年度 2018

- 4月「平成 29 年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書」がまとまる。 この報告書において、以下の2点を記述
- **改築のタイミングを捉え小中一貫型の学校整備を検討する**
  - **施設類型の施設建設の基本事項として、留意事項をまとめた**

平成31年度  
令和元年度 2019

- 1月「いたばし学び支援プラン 2021」を策定。  
このプランにおいて、以下の内容を盛り込む
- **『魅力ある学校づくりの推進』において、“小中一貫教育推進の視点を踏まえた施設整備について検討していく”**
- 1月「板橋区小中一貫教育ガイドライン」を策定。

令和2年度 2020

**板橋区**

4月 **小中一貫教育がスタート**

志村小と志村四中の協議会が、**小中一貫型の学校整備の方向性で進んでいることを踏まえ、**

- **小中一貫型学校整備PTを設置**
- **“区の小中一貫型の学校が備えるべき環境”の具体化に着手**

● **反映**

**志村小・志村四中**

小中一貫型の学校整備の  
意見書を提出

令和3年度 2021

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」  
前期計画の検証

基本構想・計画  
策定

令和4年度 2022

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」  
“後期”計画の検討着手

基本設計

令和5年度 2023

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」  
“後期”計画の検討着手

実施設計

令和6年度 2024

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」  
“後期”計画の検討着手

改築工事

令和7年度 2025

区の次期基本計画策定作業へ、いたばし魅力ある学校づくりプラン後期計画を反映

改築工事

令和8年度 2026

区の次期基本計画がスタート

令和9年4月  
開校を想定